

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案（IBC/MPC）審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（IBC/MPC）」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
和賀井 克夫

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（IBC/MPC）

3 対象事業の所在地

IBC：東京都江東区有明三丁目10番

MPC：東京都江東区有明三丁目11番

第2 意見

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容を充実させるとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境(大気等)】

(大気等)

工事用車両の走行ルートは、沿道環境等への配慮のため、湾岸道路等を極力利用する計画であるとしているが、予測地点周辺には教育施設等が存在すること、また有明北地区の他の会場等の工事用車両との複合影響が見られることから、周辺事業者との情報共有を図り工事用車両の集中を避けるなど環境保全措置を徹底し、事業実施に伴う影響の低減に努めること。

[生活環境（騒音・振動）、交通（交通渋滞）と共通]

【生活環境(騒音・振動)】

(騒音・振動)

工事用車両の走行ルートは、沿道環境等への配慮のため、湾岸道路等を極力利用する計画であるとしているが、予測地点周辺には教育施設等が存在すること、また有明北地区の他の会場等の工事用車両との複合影響が見られることから、周辺事業者との情報共有を図り工事用車両の集中を避けるなど環境保全措置を徹底し、事業実施に伴う影響の低減に努めること。

[主要環境（大気等）、交通（交通渋滞）と共通]

【交通(交通渋滞、交通安全)】

(交通渋滞)

工事用車両の走行ルートは、沿道環境等への配慮のため、湾岸道路等を極力利用する計画であるとしているが、予測地点周辺には教育施設等が存在すること、また有明北地区の他の会場等の工事用車両との複合影響が見られることから、周辺事業者との情報共有を図り工事用車両の集中を避けるなど環境保全措置を徹底し、事業実施に伴う影響の低減に努めること。

[主要環境（大気等）、生活環境（騒音・振動）と共通]

(交通安全)

工事用車両の走行に伴う交通安全については、計画地周辺の公共交通機関への利用経路が、いずれも歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、交通安全の変化は生じないとして、項目の選定を行わないとしている。しかしながら、工事用車両の走行ルート沿道には教育施設や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在すること、また、有明北地区の他の会場等の工事用車両との複合影響が見られることから、交通安全の項目の選定について再検討を行うこと。